

令和 8 年 度 第 1 回
宮城県地域医療構想調整会議
(大崎・栗原区域)
資料 6

令和 8 年 8 月 2 0 日

第 8 次宮城県地域医療計画（外来医療計画） の中間評価及び見直しについて

目次

- 1 本議題の目的と背景
- 2 今後の方向性について
- 3 中間見直しのスケジュール（案）

第8次宮城県地域医療計画（外来医療計画）の中間評価及び見直しについて

1 本議題の目的と背景

【目的】

- 地域医療計画は、県における医療提供体制の確保を図るための計画として策定しており、「外来医療に係る医療提供体制の確保」（以下、外来医療計画）については、地域医療計画に定める事項の1つとして位置付けられている。
- 外来医療計画は、策定から3年ごとに調査、分析、評価を行い、必要があると認められるときは変更するものと、医療法第30条の6第1項に規定されているため、第8次地域医療計画の策定から3年が経過する今年度において、調査・分析を踏まえた中間評価を行う。
- また、令和9年度以降の取組を見据えてガイドラインが改正されたことから、中間評価結果とガイドラインの改正箇所を踏まえて、内容の見直しを検討する。

第8次宮城県地域医療計画（外来医療計画）の中間評価及び見直しについて

1 本議題の目的と背景

【外来医療計画の記載内容】※第8次宮城県地域医療計画に内包

第9編 外来医療に係る医療提供体制の確保

第1節 外来医療に係る医療提供体制の確保方針

- | | | |
|-----------|-----------------|-----------|
| 1 外来医療の課題 | 3 施策の方向性 | 5 取組の進捗評価 |
| 2 国の政策動向 | 4 区域の設定と協議の場の設置 | |

第2節 外来医療機能の不足・偏在への対応

- 1 不足する外来医療機能 – (1)～(4) 各医療圏の現状
- 2 外来医療提供体制の確保に向けた対応 – (1) 外来医師偏在指標と外来医師多数区域の設定
(2) 新規開業者等への情報提供及び協力要請

第3節 医療機器の効率的な活用

- 1 医療機器の可視化 – (1)～(5) CT・MRI・PET・放射線治療・マンモグラフィの配置状況
- 2 医療機器の共同利用方針

第4節 地域における外来医療の機能分化・連携の推進

- | | |
|------------------|-------------------|
| 1 紹介受診重点医療機関の明確化 | 3 紹介受診重点医療機関の実施状況 |
| 2 紹介受診重点医療機関 | |

第8次宮城県地域医療計画（外来医療計画）の中間評価及び見直しについて

1 本議題の目的と背景

【検討体制】

- 地域医療計画の検討体制は下記のとおり。
- 外来医療計画は、医療法第30条の18の5第1項において、「外来医療に関する協議の場」で議論することが規定されており、本県では「地域医療構想調整会議」を「外来医療に関する協議の場」と位置付けている。

計画名	内容を協議する会議体
宮城県地域医療計画	宮城県医療審議会地域医療構想・医療計画部会
宮城県地域医療構想 宮城県外来医療計画	宮城県地域医療構想調整会議
宮城県医療費適正化計画	宮城県保険者協議会幹事会
宮城県医師確保計画	宮城県地域医療対策協議会・宮城県保険者協議会幹事会
その他関連計画	5 疾病：宮城県がん対策推進協議会、宮城県循環器病対策推進協議会、宮城県精神保健福祉審議会 6 事業：宮城県救急医療協議会、宮城県感染症対策委員会、宮城県へき地保健医療対策検討会、宮城県周産期医療協議会、宮城県小児医療協議会 在宅医療：宮城県在宅医療推進検討会

第8次宮城県地域医療計画（外来医療計画）の中間評価及び見直しについて

2 今後の方向性について

- 「外来医療に係る医療提供体制の確保に関するガイドライン」の改正を踏まえた、対応方針は以下のとおり。また、このほかに、中間評価の結果、得られた課題や改善策等に基づく見直しや図表データの更新及びそれに伴う文言修正等を検討する。
- 次回、調整会議において、中間評価結果及び計画本文の見直し案をお示しする。

第2期外来医療計画構成	外来医療に係る医療提供体制の確保に関するガイドライン		対応方針
	概要（※）	内容	
<u>第1節</u> <u>外来医療に係る医療提供体制の確保の方針</u>	【修正】 外来医療の現状	全国的に外来医療の需要が減少することが見込まれているが、諸外国比で外来受診数が多い傾向にあることが追加された。	「1 外来医療の課題」の文言修正又は追加を検討する。
	【修正】 外来医療提供体制の確保に向けた取組	・新たな地域医療構想において、かかりつけ医機能を発揮できる体制整備の協議が必要であることが追加された。 ・このほか、特に人口が少ない地域でのオンライン診療の活用、大都市型の地域における効率的な外来医療の提供に向けた協議が必要であることが追加された。	「1 外来医療の課題」の文言修正又は追加、第1節における項目の新規追加や、新たな節として追加することについての検討を進めていく。

※修正 … 今回の改正で、既に記載されている項目に追加されたもの。

新規 … 今回の改正で、新たに項目として追加されたもの。

第8次宮城県地域医療計画（外来医療計画）の中間評価及び見直しについて

2 今後の方向性について

第2期外来医療計画 構成	外来医療に係る医療提供体制の確保に関するガイドライン		対応方針
	概要（※）	内容	
第2節 <u>外来医療機能の不足・偏在への対応</u>	【新規】 地域外来医療の公表	外来医療の協議の場において、地域外来医療（地域において特に必要とされる外来医療）に関する事項を協議の上、公表・周知することが追加された。	「1 不足する外来医療機能」の文言修正又は追加、第2節において項目を新規追加することの検討を進めていく。
	【修正】 外来医師偏在指標の考え方	患者の流出入に基づく増減を反映するため、算定式のうち、全国の性年齢階級別調整外来受療率に修正を加えて計算することが追加された。	「2 外来医療提供体制の確保に向けた対応」の「(1) 外来医師偏在指標と外来医師多数区域の設定」に記載している、各医療圏の外来医師偏在指標の算定を改める。

※修正 … 今回の改正で、既に記載されている項目に追加されたもの。

新規 … 今回の改正で、新たに項目として追加されたもの。

第8次宮城県地域医療計画（外来医療計画）の中間評価及び見直しについて

2 今後の方向性について

第2期外来医療計画構成	外来医療に係る医療提供体制の確保に関するガイドライン		対応方針
	概要（※）	内容	
一	【新規】 外来医師過多区域の設定・取組	下記基準を超える外来医師が特に多い二次医療圏が指定されるもので、無床診療所の新規開業時に都道府県への事前届出の提出が義務付けられること等が追加されたもの。 （設定基準） (1) 外来医師偏在指標が全国平均値＋標準偏差の1.5倍以上 (2) 可住地面積当たりの診療所数が上位10%以上	本県の二次医療圏は、国が提示する外来医師過多区域の候補区域に選定されていないことから、計画には追加しないこととする。

※修正 … 今回の改正で、既に記載されている項目に追加されたもの。

新規 … 今回の改正で、新たに項目として追加されたもの。

第8次宮城県地域医療計画（外来医療計画）の中間評価及び見直しについて

3 中間見直しのスケジュール（案）

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
中間案作成	●	●					
調整会議②		●	●				
医療審議会 部会①				●			
パブコメ・ 意見聴取				●	●		
最終案作成					●		
調整会議③					●		
医療審議会 部会②						●	●
計画変更・ 公示等							●